

【よくある質問】 あわら市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金

最終更新：令和5年1月4日

NO	内容	質問	回答
1	対象について	今回の支援金について、支援の対象となる事業所等を教えてください。	今回の支援対象は、市内に所在する事業所等で、県から指定を受けた事業所または市と委託契約をしている事業所を対象としています。いわゆる従たる事業所であっても市内に所在すれば対象となります。
2	対象について	「入所系」と「通所系」の両方のサービスを実施していますが、それぞれ対象となりますか。	「入所系」と「通所系」を両方実施している事業所は、両方のサービスで申請することができます。同様に、「訪問系」と「通所系」の重複申込みも可能です。
3	対象について	複数のサービス（例）児童発達支援と放課後等デイサービスなど）において、定員を通じて定めている場合は、それぞれの定員について対象となりますか。	複数のサービスにおいて定員を通じて定めている事業所は、いずれか一つのサービスでの申請とします。両方のサービスで申請することはできません。「児童発達支援と放課後等デイサービスを通じて10人」としている場合は、「児童発達支援10人」としてください。ただし、実利用者数は合算して記入してください。「児童発達支援10人かつ放課後等デイサービス10人」という申請はできません。また、定員を別に定めている場合は、それぞれで申請できます。
4	対象について	児童発達支援(児童発達支援センターを含む)又は放課後等デイサービスを実施し、併せて居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援を実施している場合は、それぞれ対象となりますか。	質問にあるサービスを実施している場合は、「通所系」、「訪問系」となり、それぞれ対象となります。（別表参照）
5	対象について	「訪問系」のサービスを複数実施していますが、それぞれのサービスについて対象となりますか。	「訪問系」については、別表にあるとおり、（1）から（6）の区分ごとに支援金額を設定しています。
6	対象について	同じ「訪問系」の事業所で、介護サービスと併せて障害福祉サービスを実施していますが、介護分と障害分それぞれ対象となりますか。	介護サービスと併せて障害福祉サービスを実施している訪問系の事業所等は、介護分（優先）で申請をお願いします。介護分と障害分を重複しての申請はできません。
7	対象について	「居宅介護」以外にも同一事業所において、同行援護、行動援護の指定を受けている場合の事業所数の考え方はどうなるのか。	別表のとおり、左記事業はすべて訪問系（1）のサービスですので、いずれか1つで申請してください。
8	対象について	共生型障害福祉サービス等を実施していますが、介護分と障害分それぞれ対象となりますか。	共生型障害福祉サービス等を実施している事業所は、坂井地区広域連合にて同様の支援金が交付されますので、坂井地区広域連合長あてに申請をお願いします。（介護優先）
9	対象について	現在（令和5年1月）休止中の事業所ですが、対象となりますか。	現在（令和5年1月）休止中であっても、基準日（令和4年12月1日）において休止又は廃止していなければ対象となります。逆に、現在（令和5年1月）サービスを提供していても令和4年12月1日（基準日）現在、休止中であれば支給対象ではありません。
10	支援金額について	入所系、通所系は定員ですが、訪問系が事業所単位の理由を教えてください。	入所系・通所系は、定員によって事業所の規模が異なり、運営費等に差が生じるため、それぞれの定員を単位としています。訪問系は定員がないため、事業所単位としました。

11	支援金額について	令和4年12月1日の定員と実際の入所者が違う場合、実際の入所者で申請できますか。	事業所等の規模は、定員によって左右されるため、定員での申請をお願いします。なお、申請の人数が指定・届出人数と違う場合、担当者から事業所等に連絡し、内容を確認させていただきますのでご了承ください。
12	支援金額について	申請前に変更届出等で定員（利用定員）を変更することは可能ですか。	定員は令和4年12月1日時点としていますので、申請前に変更されても、令和4年12月1日時点の定員で算定した支援金の給付となります。
13	支援金額について	支援金額の根拠はありますか。また、なぜ定額なのか。	令和4年度の1年分の物価上昇を考慮してガソリン代、光熱費、物品経費の基準額を設定し積算しています。また、迅速な給付の観点からサービス等の種類に応じて定額としております。
14	申請方法について	申請方法はどのようにすればいいですか。	送付したメールやホームページに申請書（Word版及びPDF版）を添付及び掲載していますので、ダウンロードしていただき、記入例を参考に記入ください。記入後は、郵送または直接担当課までにご提出ください。
15	申請方法について	メールやFAXでの申請はできますか。	口座情報の記載及び添付もごございますので、郵送または直接持参のみの対応とさせていただきます。お手数をおかけしますがよろしくお願いいたします。
16	申請方法について	郵送に簡易書留などの指定はありますか。	普通郵便でも差し支えありません。こちらから指定はいたしません。追跡ができるもので送付いただくと、届いたことが確実に確認できます。
17	申請方法について	添付資料はどのようなものが必要ですか。	令和4年4月1日から同年12月31日までの間に別表に掲げるサービスの提供をしたことを確認することができる書類（受給者台帳一覧など）と振込口座の通帳のコピーなど（口座の内容が分かるもの）を、申込書、内訳書と併せてご提出ください。
18	申請方法について	定員（利用定員）がわかる資料は添付しなくていいですか。	指定状況など、県が公表している令和4年12月1日時点の定員（利用定員）で確認しますので、添付は不要です。
19	申請方法について	提出前に控えなど、残しておいた方がいいですか。	担当者から連絡する場合がありますが、いただいた書類は返却いたしませんので、申込書の写しや、電子データを残しておいていただきますようお願いいたします。
20	申請方法について	申込書（様式第1号）に誤りがある場合はどうなりますか。	担当者から事業所等に連絡し、内容を確認の上、事務局側で修正が可能な場合は事務局にて修正を行う予定です。修正が難しい場合は、再送いただくこととなります。
21	記入方法について	申込書（様式第1号）や内訳書（様式第2号）は、どのように記入したらいいですか。	記入例を作成していますので、ご確認ください。
22	記入方法について	内訳書（様式第2号）の実利用者数は、あわら市のみの人数を記入するのですか？	令和4年4月1日から令和4年12月31日までの月ごとにおける最多実利用者数を市外分も含めて記入してください。
23	記入方法について	申込書や内訳書は、手書きで記入してもいいですか。	手書きでも構いません。
24	記入方法について	事業者番号がわからない場合は、どうすればよいですか	指定通知書等でご確認いただき、必ず記入くださいますようお願いいたします。ただし、地域生活支援事業に係る分は、記入不要です。

25	記入方法について	給付決定通知書の送付先を法人の住所ではなく、事業所の住所に送ってほしいのですが、可能ですか。	給付決定通知書の送付先は、申込書の法人住所（通知書送付先）の欄に記入いただいた住所に送付しますので、送付を希望する住所を法人住所（通知書送付先）の欄に記入してください。
26	記入方法について	誓約書・同意書には、全て「はい」にチェックがつかないと、給付を受けられませんか。	そのとおりです。
27	申請後の手続きについて	申し込み後、どのような手続きが必要ですか。	申請いただいた後は、振込みの手続きをいたしますので、今しばらくお待ちください。予定では、概ね2週間程度で振込みを行う予定です（不備対応中のものは除く）。また、振込みと併せて、申込書に記入いただいた住所へ、郵便にて給付決定通知書をお送りする予定です。
28	申請後の手続きについて	実績報告は必要ですか。	今回は用途を限定した補助ではないため、実績報告は不要です。
29	申請後の手続きについて	来年度も同様な支援が続きますか。	現時点で未定です。